

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要領

制定 平成25年3月1日24食産第5395号

改正 平成26年3月26日25食産第5097号

農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成25年3月1日付け24食産第5383号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づく地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業（以下「基金事業」という。）の実施については、実施要綱に定めるもののほか、本要領に定めるところによる。

第2 基金事業の実施

1 基金の管理

(1) 基金管理団体（実施要綱第2の1の(1)に規定する基金管理団体をいう。以下同じ。）は、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立基金（実施要綱第2の1の(2)に規定する基金をいう。以下同じ。）について決済用預金により管理するものとする。

(2) 基金のうち、「事業費」及び「管理事務費」の経理は区分して行うものとする。

2 助成事業の内容

(1) 助成率

実施要綱第2の1の(5)の①の規定に基づく助成に係る助成率は、定額とする。

(2) 助成対象範囲

実施要綱第2の1の(5)の①の規定に基づく助成対象となる施設整備に要する費用の範囲は、次に掲げるとおりとする。

① 測量費及び試験費

実施設計、測量試験等に必要な経費

② 工事費

直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等施設整備に必要な経費

③ 設備費

機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配電設備及びこれらに附帯する設備の購入、製造（改造を含む。）、据付け、輸送並びに保管に必要な経費

④ その他

その他設置工事のために直接必要な経費（工事雑費、工事費負担金等）

(3) 事業実施主体

① 事業実施主体（実施要綱第2の1の(5)の①に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。）は、農林漁業者及び農林漁業者が組織する団体並びに民間事業者、企業組合、事業協同組合その他食料産業局長が特に

必要と認める団体（以下「特認団体」という。）であって、農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体が発電事業を行う事業体の資本金の過半を出資している等、農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体が事業体の意思決定を実質的に支配する体制が構築されている者とする。

② 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

ア 主たる事務所の定めがあること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。

エ 各事業年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

（４）採択基準

実施要綱第２の２の（３）に規定する採択基準は、次に掲げるとおりとする。

① 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、助成事業（実施要綱第２の２の（１）に規定する助成事業をいう。以下同じ。）を確実に遂行するために適切なものであること。

② 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

③ 事業実施計画に係る関係法令の許認可等を得ることが確実と見込まれること。

④ 関係する地方公共団体、事業者、団体等との必要な調整・連携が図られていること。

⑤ 第７による費用対効果分析の結果、事業実施計画に係る投資効率が１を超えていること。

⑥ 地域に賦存する資源を効率的に利用する取組等により、地域の農林漁業の発展及び農山漁村の活性化に好影響を及ぼすことが期待されること。

⑦ 事業実施計画が地域の優良農地の確保や良好な自然環境の形成に悪影響を及ぼすものでないこと。

（５）成果目標等

実施要綱第２の２の（４）に規定する成果目標等は、次に掲げるとおりとする。

① 成果目標の内容

助成事業で行う再生可能エネルギー発電事業において得られる収入のうち地域の農林漁業の発展に貢献する取組に充当する金額とする。

② 達成すべき成果目標の基準

助成事業で行う再生可能エネルギー発電事業において得られる収入のうち５％以上を地域の農林漁業の発展に貢献する取組に充当しつつ、将来においても再生可能エネルギー発電事業を継続できることを前提として設定するものとする。

③ 目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

第３ 基金事業の実施手続

1 助成事業実施候補者の選定

- (1) 基金管理団体は、あらかじめ、農林水産省食料産業局長（以下「食料産業局長」という。）に協議の上、公募要領、審査基準及び基金事業の実施に係る細目を制定するものとする。
- (2) 基金管理団体は、実施要綱第2の2の(1)の事業内容を踏まえ、再生可能エネルギーを活用した地域活性化に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる専門家の参加を得て地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施者選定委員会を開催し、公募に伴う事業実施候補者の選定審査を行うものとする。
- (3) 公募要領、審査基準及び基金事業の実施に係る細目を変更する場合は、(1)に準じて行うものとする。

2 事業実施計画等の提出

- (1) 基金管理団体による実施要綱第4の1の(1)の規定に基づく基金管理計画の承認申請は、別記様式第1号によって行うものとし、食料産業局長に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体による実施要綱第4の1の(2)の規定に基づく事業実施計画の承認及び助成金の交付申請は、別記様式第2号によって行うものとし、基金管理団体に提出するものとする。
- (3) 事業実施主体は、(2)の申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

3 事業実施計画等の承認及び助成金の交付決定

- (1) 実施要綱第4の1の(1)の規定に基づく基金管理計画の承認は、別記様式第3号によって行うものとする。
- (2) 実施要綱第4の1の(2)の規定に基づく事業実施計画の承認及び助成金の交付決定は、別記様式第4号によって行うものとする。

4 事業実施計画の協議

実施要綱第4の1の(3)の協議は別記様式第5号によって行うものとする。

5 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第4の2の規定に基づく事業実施計画の重要な変更は、以下に掲げるものとする。

- (1) 施設の新設又は廃止
- (2) 施設の施行箇所の変更
- (3) 助成事業の内容の基本的な部分に影響を及ぼす手法又は設備の変更（能力に関する変更を含む。）

6 基金事業の委託

基金管理団体は、他の者に基金事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を基金管理計画（別記様式第1号別添1の(5)の備考欄）に

記載するものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する内容及びそれに要する経費

7 助成事業の着手

- (1) 助成事業の着手（機械・器具等の発注を含む。）は、原則として、助成金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて助成事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合には、あらかじめ、基金管理団体の適正な指導を受けるとともに、事業実施主体は、別記様式第6号により、その理由を明記した交付決定前着手届を基金管理団体に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体は、当該事業について、事業の内容が的確であり、かつ、助成金の交付が確実である旨の基金管理団体からの文書による通知を受けて、着手するものとする。
また、この場合において、交付決定までに生じた損失等は、事業実施主体の責任とする。
- (3) 事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、助成金の交付申請書に、着手した年月日を記載するものとする。

8 交付決定の報告

実施要綱第4の1の(4)の助成金の交付決定に係る報告は、別記様式第7号によって行うものとする。

9 助成金の概算払請求

助成金の概算払請求は、別記様式第8号によって行うものとする。

10 助成金の返還

- (1) 基金管理団体は、実施要綱第2の1の(5)の③の規定に基づき、助成金の返還命令を行うときは、別記様式第9号によって行うものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)の返還命令を受け、助成金を返還した後に、別記様式第10号により、基金管理団体に報告するものとする。

第4 基金事業の実績報告等

- 1 事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づく遂行状況報告について、助成金の交付決定のあった日の属する四半期から、助成事業の完了する日の属する四半期の直前の四半期まで、各四半期の末日現在において、別記様式第11号により作成し、当該四半期の翌月の20日までに基金管理団体に提出するものとする。ただし、別記様式第8号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。
- 2 基金管理団体は、実施要綱第5の2の規定に基づく遂行状況報告について、別記様式第12号により、1の報告があった日から起算して10日を経過した日までに食料産業局長に提出するものとする。
- 3 事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づく実績報告について、別記様式第13号により、助成事業の完了の日から起算して一か月を経過した日までに基金管理団体に提出するものとする。
- 4 第3の2の(3)のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、3の実績報告を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなけ

ればならない。

- 5 第3の2の(3)のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、3の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(4の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第14号により速やかに基金管理団体に報告するものとする。

その場合、第3の10に準じて助成金の返還を行うものとする。

- 6 基金管理団体は、実施要綱第5の2の規定に基づく実績報告について、別記様式第15号により、3の報告があった日から起算して一か月を経過した日までに食料産業局長に提出するものとする。
- 7 基金管理団体は、実施要綱第5の3の規定に基づく基金の管理状況について、別記様式第16号により、毎年度、6月15日までに食料産業局長に提出するものとする。
- 8 基金管理団体は、実施要綱第5の4の規定に基づく基金の完了報告について、別記様式第17号により、基金の管理の完了の日から起算して一か月を経過した日までに食料産業局長に提出するものとする。

第5 助成

- 1 事業実施主体が実施中又は既に終了している施設整備等を助成事業の助成対象とすることは認めないものとする。
- 2 助成対象事業費は、基金事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模については事業目的に合致するものでなければならない。

第6 助成事業の評価等

- 1 事業実施主体は、実施要綱第6の1の規定に基づき、当該事業実施主体が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「固定価格買取法」という。)に基づく再生可能エネルギー電気の売電を開始した年度の翌年度以降、売電が終了した年度の翌年度まで、毎年度、別記様式第18号により助成事業の評価を行い、報告に係る年度の翌年度の6月15日までに基金管理団体に提出するものとする。
- 2 基金管理団体は、実施要綱第6の2の規定に基づき、別記様式第19号により、1の報告があった年度の6月末までに食料産業局長に提出するものとする。

第7 助成事業の費用対効果分析

- 1 費用対効果分析の提出
事業実施主体は、実施要綱第2の2の(5)の規定に基づき、別記様式第20号により助成事業の費用対効果分析を行い、第3の2の(2)の事業実施計画と併せて提出するものとする。
- 2 投資効率の算定方法
 - (1) 投資効率の算定は、原則として、次式により行うものとする。
投資効率 = 妥当投資額 ÷ 総事業費
 - (2) 妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

イ 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、年間の総発電電力量に調達価格（固定価格買取法第3条第1項に規定する調達価格をいう。）を乗じて算定された年間総収入とする。

ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1 + i)^n\} \div \{(1 + i)^n - 1\}$

i＝割引率＝0.04

n＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるところによる。

(3) 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金、直接費（総合耐用年数分）及び管理部門費（総合耐用年数分）の総額とする。

第8 収益納付

1 実施要綱第7の規定に基づき、事業実施主体が毎年度納付すべき額は、次式により算定される額とする。

ただし、毎年度の売電収入を上限とする。

納付額＝助成金相当額÷発電設備の法定耐用年数

(注1) 小水力発電は20年で除するものとする。

(注2) 発電設備の法定耐用年数以下の年数で除することができるものとする。

(注3) 納付額と第2の2の(5)の①の成果目標の金額を足した額が、年間売電収入を超える場合は、納付額への充当を優先させるものとする。

(注4) 初年度にあつては、上記の式により算定される納付額を365で除した額に売電開始から起算して当該年度の3月31日までの日数を乗じた額、最終年度にあつては、上記の式により算定される納付額から初年度に納付した額を減じた額とすることができる。

2 事業実施主体は、毎年度、4月末日までに基金管理団体に1の額を納付するとともに、別記様式第21号により、納付後速やかに基金管理団体に報告するものとする。

3 基金管理団体は、事業実施主体からの納付額を基金に繰り入れるものとする。

4 納付額の累計が助成金相当額に達した時点で納付は終了するものとする。

5 事業実施主体は、自然災害その他発電事業者の責に帰せない事由により年間総収入が減少したと考える場合は、別記様式第22号により、その状況を基金管理団体に報告し、その指示を受けなければならない。

6 基金管理団体は、5の報告があつたときは、別記様式第23号により意見を

添えて食料産業局長に協議し、事業実施主体に指示をするものとする。

第9 報告又は指導

- 1 基金管理団体は、第6の1の規定に基づく事業評価報告書により事業成果を確認し、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていないと認める場合には、事業実施主体に対し、必要な指導を行うものとする。
- 2 基金管理団体は、1のほか、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

第10 その他

基金管理団体は、基金の名称、基金額、基金のうち国庫補助金等相当額、助成事業の概要、助成事業を終了する時期、定期的な見直しの時期、基金事業の目標について、基金造成後速やかに公表するものとする。

附 則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月26日から施行する。

別記様式第1号(第3関係)

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名
印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業の基金
管理計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）申請について

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成25年3月
1日付け24食産第5383号農林水産事務次官依命通知）第4の1の（1）（注1）
の規定に基づき、関係書類（注2）を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承
認）を申請する。

（変更理由）

○○○○○○○○○○（注3）

（中止又は廃止の理由）

○○○○○○○○○○（注4）

（注1）変更、中止又は廃止の承認申請の場合は、「第4の2」とする。

（注2）関係書類として別添を添付すること。

（注3）変更承認申請の場合には、変更の理由を記載し、承認通知があった基
金管理計画の内容等と容易に比較対照できるよう、基金管理計画の変更
部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、
基金管理計画の内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略
する。

（注4）中止又は廃止の場合には、中止又は廃止の理由を記載すること。

(別添)

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立基金管理計画書

(1) 基金管理団体の概要

※営業経歴（沿革）など基金管理団体の概要を記載すること。

事業 担 当 者 名 及 び 連 絡 先	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	F A X
	メールアドレス	U R L

(2) 基金の管理等の実施体制

- ※1 責任体制が把握できるように記載すること。
- 2 基金管理を実施できる能力、経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。

(3) 事業の概要

※ 事業の趣旨、目的、内容等について記載すること。

(4) 基金の管理計画

※ 基金の管理計画について具体的に記載すること。

(5) 経費内訳

(単位：千円)

区 分	事業費	国 費	備 考
1 事業費			
2 管理事務費			
計			

(注)

1. 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載するとともに、施行方法を記載すること。
2. 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
3. 他者に事業の一部を委託して行わせる場合、委託先名(委託先が決定している場合)委託する事業内容及びそれに要する経費を備考欄に記載すること。
4. 備考欄は、別葉とすることができる。

(注) 欄に収まらない場合は別葉とすることができる。

(添付資料)

1. 基金管理団体の業務・活動内容を示した資料(又はパンフレット、リーフレット等)
2. 基金管理団体の定款及び直前事業年度の決算(営業)報告書3年分(又はこれらに準ずるもの)
3. 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託契約書の案
4. 他者に事業の一部を委託して行わせる場合であって委託先が決定している場合は、委託先の概要がわかる資料

別記様式第2号(第3関係)

番 号
年 月 日

(基金管理団体) 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業の事業
実施計画の承認及び助成金交付（変更、中止又は廃止の承認）申請に
ついて

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成25年3月
1日付け24食産第5383号農林水産事務次官依命通知）第4の1の（2）（注1）
の規定に基づき、関係書類（注2）を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承
認）を申請する。

（変更理由）

○○○○○○○○○○（注4）

（中止又は廃止の理由）

○○○○○○○○○○（注5）

（注1）変更、中止又は廃止の承認申請の場合は、「第4の2」とする。

（注2）関係書類として別添1を添付すること。

（注3）特認団体として申請する事業実施主体は、別添2を添付すること。

（注4）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があ
った事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実
施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入す
ること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては
省略する。

（注5）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

(別添 1)

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施計画書

(1) 事業実施主体の概要		
※営業経歴（沿革）など事業実施主体の概要を記入すること。		
事業担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	F A X
	メールアドレス	U R L
(2) 事業の実施体制		
※1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 助成事業を実施できる能力、助成事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。 3 事業に関係する者の全体像が把握できるように記載すること。 4 農林漁業者又は農林漁業者が組織する団体が発電事業を行う事業体の運営にどのように参画するのか等の体制を明らかにすること。		

(3) 事業の概要

※事業の趣旨、目的、内容等について記載すること。

(4) 事業の実施方法

※事業の実施手順等について記載すること。

(5) 事業実施のスケジュール

- ※1 事業全体の実施期間とスケジュールを記載すること。
- 2 助成金の事業実施計画の承認及び交付決定前に事業に着手した場合は、その年月日を記載すること。

(6) 施設の具体的内容、システムフロー図

※発電システムの特徴、出力等について記載すること。

(7) 施設の工事計画

※工事概要、工事工程等について記載すること。

(8) 施設の運営管理計画

※施設の運営管理者、運営管理体制等を記載すること。

(9) 施設用地の確保状況

※施設用地の所有者との関係、契約状況等を記載すること。

(10) 施設周辺の住民や環境への配慮の状況

※施設周辺の住民への説明会の開催や環境への配慮の状況等について記載すること。

(11) 関係法令の許認可等手続の状況

※土地、施設、水利使用权等の許認可に係る手続の状況について記載すること。

(12) 電気事業者との協議の状況

※電気事業者との系統接続等に係る協議の状況について記載すること。

(13) 事業計画図

① 位置図

② 計画平面図

(16) 事業経費の配分及び積算内訳

(単位：千円)

区 分	事業費	事業費の内訳			備 考
		助成金	自己負担	その他	
1 測量費及び試験費					
2 工事費					
3 設備費					
4 その他					
計					

(注)

1. 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載するとともに、施行方法を記載すること。
2. 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
3. 備考欄は、別葉とすることができる。

(17) 資金調達方法

※助成金以外の資金調達がある場合は、その方法等について記載すること。

(例)

自己負担分 : 千円
うち自己資金 : 千円
うち融資 : 千円 ○○銀行○○支店から借入、返済期間○年
その他 : 千円
うち○○ : 千円
うち○○ : 千円

(注) 欄に収まらない場合は別葉とすることができる。

(添付資料)

1. 事業実施主体の業務・活動内容を示した資料(又はパンフレット、リーフレット等)
2. 事業実施主体が特認団体以外である場合は、定款及び直前事業年度の決算(営業)報告書3年分(又はこれらに準ずるもの)

(別添2)

特 認 団 体 の 概 要

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（月～月）
- 6 構成員の概要

名 称	所在地	代表者氏名	概 要	備 考
			※事業概要、従業員数、資本金、 売上高等について記載	

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - (3) その他参考資料

別記様式第3号(第3関係)

番 号
年 月 日

団体名
代表者の役職及び氏名 殿

農林水産省食料産業局長 印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業
の基金管理計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）について

平成○年○月○日付け○○○○で申請のあった平成○年度地域還元型
再生可能エネルギーモデル早期確立事業の基金管理計画については、地
域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成25年3
月1日付け24食産第5383号農林水産事務次官依命通知）第4の1の（1）
（注）の規定に基づき、（変更、中止又は廃止を）承認する。

（注）変更、中止又は廃止の承認の場合は、「第4の2」とする。

別記様式第4号(第3関係)

番 号
年 月 日

(事業実施主体) 殿

(基金管理団体) 印

平成〇年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業の事業実施計画の承認及び助成金の交付決定の通知について

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇〇で申請のあった平成〇年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業の事業実施計画を承認するとともに、下記のとおり助成金を交付することに決定したので通知する。

記

1. 助成金交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、平成〇年〇月〇日付けで申請のあった平成〇年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業とし、その内容は申請書の事業実施計画書の記載のとおりとする。
2. 基金事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりとする。ただし、基金事業の内容が変更された場合における助成事業に要する経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとする。

助成事業に要する経費	金	〇〇〇, 〇〇〇円
助成金の額	金	〇〇〇, 〇〇〇円

3. 助成事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する助成金の額の区分は、申請書の事業経費の配分及び積算内訳欄に記載のとおりとする。
4. 助成金の確定額は、助成事業に要した配分経費ごとの実支出額と配分経費に対応する助成金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額とする。

5. 事業実施主体は、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成25年3月1日付け24食産第5383号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業補助金交付要綱（平成25年3月1日付け24食産第5394号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要領（平成25年3月1日付け24食産第5395号農林水産省食料産業局長通知。以下「実施要領」という。）及び補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）に従わなければならない。

6. 助成金交付の条件は、5に定めるもののほか次のとおりとする。

(1) 事業実施主体は、実績報告（実施要綱第5の1の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

(2) 事業実施主体は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において（1）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を実施要領別記様式第14号により速やかに基金管理団体に報告するとともに、基金管理団体の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(3) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

なお、取得財産等については、処分制限期間（交付要綱第15第2項に規定する処分制限期間をいう。）において、基金管理団体の承認を受けて処分したことにより、収入のあったときは、当該収入を基金管理団体に納付をするものとする。

(4) 農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第3条第4号に定める帳簿及び証拠書類又は証拠物は、基金事業終了後の年度の翌

年度から起算して5か年間整理保管しなければならない。

ただし、取得財産等で処分制限期間を経過しない場合においては、別添の財産管理台帳及びその他関係書類を整理保管しなければならない。

(5) 事業実施主体は、助成事業の実施により収益が生じることに伴い、実施要領第8の規定により、原則として交付された助成金に相当する金額について、基金管理団体に対し納付をするものとする。

(6) 事業実施主体は、助成事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。

ただし、当該助成事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(別添)

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

事業実施年度		平成 年度			農林水産省所管補助金名								
事業 種類	事業の内容				工 期		経費の区分	処分制限期間		処分の状況		備考	
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	耐用年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日	処分の内容		
							円						
	計												
	計												
	計												
合 計													

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 備考欄には、譲渡先、貸付先若しくは抵当権の設定権者の名称又は助成金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。

別記様式第5号(第3関係)

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業
の事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）の協議に
ついて

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成25
年3月1日付け24食産第5383号農林水産事務次官依命通知）第4の1の
（2）の規定に基づき、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立
事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）申請があったので、
同要綱第4の1の（3）（注1）の規定に基づき、別添のとおり協議する。

（注1）変更、中止又は廃止の承認の協議の場合は「第4の2」とする。
（注2）別記様式第2号の写しを添付すること。

別記様式第6号（第3関係）

番 号
年 月 日

（基金管理団体） 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業交付
決定前着手届

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要領（平成25年3月1日付け24食産第5395号農林水産省食料産業局長通知）第3の7の（1）の規定に基づき、事業実施計画書に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、助成金の交付決定前に着手したいので、届出をする。

記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた助成金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

着手予定年月日	完了予定年月日	交付決定前に着手する理由

別記様式第7号(第3関係)

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業
交付決定報告書

平成○年○月○日付け○第○号により協議を行った地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業について、下記のとおり交付決定したので、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成25年3月1日付け24食産第5383号農林水産事務次官依命通知）第4の1の（4）の規定に基づき、報告する。

記

事業実施主体名	発電種類 (規模)	事業費	助成金交付決定額	備考
		千円	千円	

別記様式第8号（第3関係）

番 号
年 月 日

（基金管理団体） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業助成金概算払請求書

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で助成金の交付決定の通知のあった地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業について、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要領（平成25年3月1日付け24食産第5395号農林水産省食料産業局長通知）第3の9の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり請求する。

記

平成〇年〇月〇日現在

区分	助成事業に要する経費	(A) 助成金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了 予定年月 日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄 予定出来高	金額	〇月〇日迄 予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

注) 以下の書類を添付すること。

- ① 出来高を示す証拠書類
- ② 助成金の振込先を記載したもの。

別記様式第9号（第3関係）

番 号
年 月 日

（事業実施主体） 殿

（基金管理団体） 印

平成〇年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業助成
金返還命令書

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成25年3月
1日付け24食産第5383号農林水産事務次官依命通知）第2の1の（5）の③の
規定に基づき、下記のとおり助成金の返還を命ずる。

記

- | | |
|----------|----------------|
| 1. 返還額 | 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 2. 返還の期限 | 平成〇年〇月〇日 |
| 3. 振込先 | 〇〇〇〇〇〇 |

別記様式第10号（第3関係）

番 号
年 月 日

（基金管理団体） 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業助成
金返還報告書

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要領（平成25年3月
1日付け24食産第5395号農林水産省食料産業局長通知）第3の10の（2）の規
定に基づき、下記のとおり助成金を返還したので報告する。

記

1. 助成金総額 ○○○, ○○○, ○○○円

2. 返還額 ○○○, ○○○, ○○○円

3. 助成金残額 ○○○, ○○○, ○○○円

別記様式第11号(第4関係)

番 号
年 月 日

(基金管理団体) 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業遂行状況報告書

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成25年3月1日付け24食産第5383号農林水産事務次官依命通知）第5の1の規定に基づき、その遂行状況（平成○年○月末日現在）を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	助成事業の遂行状況（平成○年○月○日現在）				備 考
		平成○年○月○日までに完了したもの		平成○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	出来高比率	
	円	円	%	円	%	

(添付資料)

助成事業の遂行状況の根拠がわかる資料

別記様式第12号(第4関係)

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業遂行状況報告書

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成25年3月1日付け24食産第5383号農林水産事務次官依命通知）第5の2の規定に基づき、別添のとおり、その遂行状況を報告する。

（添付資料）別記様式第11号の写し

別記様式第13号(第4関係)

番 号
年 月 日

(基金管理団体) 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

平成〇年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実績報告(兼精算払請求)書

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱(平成25年3月1日付け24食産第5383号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき、その実績を報告する。(なお、併せて未受領額〇〇〇円の交付を請求する。)

(要領)

実績報告書として、以下の書類を添付すること。

1. 事業実施計画書(承認された計画書から軽微な変更があった場合)
 - (1) 承認された事業実施計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し、添付すること。
 - (2) 事業実施計画の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、事業実施計画の内容と同様であった。」旨加筆し、計画書の添付は、省略すること。
2. 出来高設計書
3. 支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し
4. 発電した電気の売電に係る電気事業者との契約書類の写し

別記様式第14号（第4関係）

番 号
年 月 日

（基金管理団体） 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業の仕入れに係る
消費税等相当額報告書

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で助成金の交付決定の通知があった地域還元型
再生可能エネルギーモデル早期確立事業について、地域還元型再生可能エネルギーモデル
早期確立事業実施要領（平成25年3月1日付け24食産第5395号農林水産省食料産業局長通
知）第4の5の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 助成金の額の確定額
（平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇〇号による額の確定通知額）
〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 2 助成金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 4 助成金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）
〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

別記様式第15号(第4関係)

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実績報告書

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成25年3月1日付け24食産第5383号農林水産事務次官依命通知）第5の2の規定に基づき、その実績を報告する。

（添付資料）別記様式第13号の写し

別記様式第16号（第4関係）

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業基金
管理状況報告書

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業補助金実施要綱（平成25年3月1日付け24食産第5383号農林水産事務次官依命通知）第5の3の規定に基づき、別添のとおり、基金の管理状況を報告する。

(別添)

1 基金の造成

区 分	基金造成年月日	基金造成額	備考
地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立基金		円	

2 助成事業の概要

3 基金の収支状況

区 分	当期期首 残高	支出	収入	当期期末 残高	備考
地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立基金 1 事業費 (事業実施主体名) (事業実施主体名) (事業実施主体名) 2 管理事務費	円	円	円	円	
合 計					

別記様式第17号（第4関係）

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業完了報告書

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成25年3月1日付け24食産第5383号農林水産事務次官依命通知）第5の4の規定に基づき、別添のとおり完了報告書を提出する。

(別添)

1. 基金の造成・管理

(1) 造成額

〇〇〇円

(2) 造成年月日

平成〇年〇月〇日

(3) 管理方法

〇〇（金融機関名）〇〇預金

2. 助成事業の概要

(単位：円)

事業実施主体名	発電種類 ・規模	設置場所	着工 年月日	竣工 年月日	発電開始 年月日	事業費	うち 助成金	備考

3. 基金の管理状況

(単位：円)

年度	当期期首残高	支出	収入	当期期末残高	備考
平成24年度 うち事業費 うち管理事務費 平成25年度					

別記様式第18号（第6関係）

番 号
年 月 日

（基金管理団体） 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業評価報告書

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成25年3月1日付け24食産第5383号農林水産事務次官依命通知）第6の1の規定に基づき、別添のとおり事業評価報告書を提出する。

別 添

1. 収支等

項 目	○年度	前年度
発電電力量①		
調達価格②		
年間総収入③ = ① × ②		
支出④		
発電単価⑤ = ④ ÷ ①		
売上総利益⑥ = ③ - ④		
設備稼働率		
雇用人数		
稼働日数		

【収支等に関する評価】

○○○○○・・・・・・・・。

2. 発電事業により得られた収入の農林漁業の発展に貢献する取組への活用に対する評価

収入を活用した取組の内容	充当額（千円）	評 価
-----		-----
-----		-----
-----		-----
-----		-----
合 計		

3. 総合評価

・・

・・・・・・。

※ 発電事業の収支が分かる資料の写し、発電事業により得られた収入を活用した取組の内容が分かる資料（写真、成果物等（写しで可））及び支出内容が分かる証拠書類の写し等を添付すること。

別記様式第19号（第6関係）

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業評価報告書

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成25年3月1日付け24食産第5383号農林水産事務次官依命通知）第6の2の規定に基づき、別添のとおり事業評価報告書を提出する。

（添付資料）別記様式第18号の写し

3. 投資効率の算定

(1) 年総効果額 (=年間総収入) ○○○千円

(注) 自家利用を行う場合は、2.(1)の上段括弧の値を用いること

(2) 総合耐用年数の算出

機械・施設名	耐用年数①	工事費等②	年工事費等(減価額)③ = ② ÷ ①
計		④	⑤
総合耐用年数 = ④ ÷ ⑤		年	

(注) 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定めるところによる。

(3) 廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設等がある場合については、当該施設等の残存価格を廃用損失額とする。

(単位：千円)

名称	廃用損失額
計	

(4) 経済効果総括表

区分	算式	数値	備考
総事業費	①	千円	
年総効果額	②	千円	
総合耐用年数	③	年	
還元率	④		
廃用損失額	⑤	千円	
妥当投資額	⑥ = ② ÷ ④ - ⑤	千円	
投資効率	⑦ = ⑥ ÷ ①		

(注) 1 還元率 = $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$ 、 $i = 0.04$ (割引率)、 n = 総合耐用年数
(※別表を参照)

2 総合耐用年数は小数点以下1桁、投資効率は小数点以下2桁まで求めるものとする。

(別表) 還元率一覧表

n	5	6	7	8	9	10
還元率	0.2246	0.1908	0.1666	0.1485	0.1345	0.1233
n	11	12	13	14	15	16
還元率	0.1142	0.1066	0.1001	0.0947	0.0899	0.0858
n	17	18	19	20	21	22
還元率	0.0822	0.0790	0.0761	0.0736	0.0713	0.0692
n	23	24	25	26	27	28
還元率	0.0673	0.0656	0.0640	0.0626	0.0612	0.0600
n	29	30	31	32	33	34
還元率	0.0589	0.0578	0.0569	0.0559	0.0551	0.0543
n	35	36	37	38	39	40
還元率	0.0536	0.0529	0.0522	0.0516	0.0511	0.0505
n	41	42	43	44	45	46
還元率	0.0500	0.0495	0.0491	0.0487	0.0483	0.0479
n	47	48	49	50	51	52
還元率	0.0475	0.0472	0.0469	0.0466	0.0463	0.0460
n	53	54	55	60	80	90
還元率	0.0457	0.0455	0.0452	0.0442	0.0418	0.0412

別記様式第21号（第8関係）

番 号
年 月 日

（基金管理団体） 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業収益
納付報告書

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成25年3月
1日付け24食産第5383号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき、下
記のとおり納付したので報告する。

記

1. 収益納付対象期間
平成○年○月○日～平成○年○月○日
2. 助成金の確定額 〇〇〇, 〇〇〇円
3. 前年度までの収益納付額（累計） 〇〇〇, 〇〇〇円
4. 本年度収益納付額 〇〇〇, 〇〇〇円

【納付額の算出根拠】

※納付額の算出の根拠となる計算式又は類する根拠を記載する。

別記様式第22号（第8関係）

番 号
年 月 日

（基金管理団体） 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業年間総
収入減少状況報告書

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要領（平成25年3月
1日付け24食産第5395号農林水産省食料産業局長通知）第8の5の規定に基づ
き、下記のとおり年間総収入の減少の状況を報告する。

記

1. 対象年度：平成○年度
2. 年間総収入額 : ○○○, ○○○円
(年間総収入見込額 : ○○○, ○○○円)
3. 年間総収入が減少した理由
.....のため。

別記様式第23号（第8関係）

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業年間総収入減少
状況報告書の協議について

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要領（平成25年3月1日付け24
食産第5395号農林水産省食料産業局長通知）第8の6の規定に基づき、下記のとおり年間
総収入の減少の状況報告書について協議する。

記

年間総収入の減少の状況報告書に係る基金管理団体の意見

（添付資料）別記様式第22号の写し